

大宰府の対外的機能 (1)

ページID: 7241

古代の大宰府とは「律令国家における対外的機能、軍事的機能の一端を担い、かつ西海道（九州）全体を統轄（管内支配機能）した、当時としては最大の地方官衙（役所）」と定義することができると考えています。これまでこの定義をもとに、この欄で軍事的機能の一端としての防人や古代山城のことを考えてきました。今回からは大宰府の対外的機能について考えてみましょう。

当時の法律である養老律令には職員令という編目があり、その中大宰府の職務を定めた条文があります。一方、当時の諸国の職務を規定した条文もあります。両者を比較してみると、その職務はほぼ同じなのですが、大宰府には諸国にはない蕃客・帰化・饗謙の三項が付け加えられています（ただ九州の壹岐・対馬・日向・大隅・薩摩には例外的に蕃客・帰化も入っていますが、その位置づけがやや異なります）。蕃客は外国使節のこと、帰化は外国人などが王化に帰すること、そして饗謙は外国使節に対する饗応きやうおんと考えられます。つまり付け加えられた三項の職務はいずれも外国人やその使節についての規定であり、その意味で大宰

府の対外的機能に深く関連するので、このことはとても重要で、大宰府には対外関係において諸国とは異なる職務が与えられていたことを示しています。

それでは、三項の職務は具体的にどのような内容なのでしょう。饗謙は外国使節に対する饗応ですから、入国・滞在中・帰国などの際に催される宴会のことでしょう。大宰府での饗応は、日本書紀や続日本紀といった正史にもしばしば記載されています。

蕃客・帰化はどうでしょう。私には、これらは外国使節や帰化を望む人々に対する管理・監督を意味すると考えています。この管理・監督には当時、安置供給と呼ばれた措置も含まれます。安置とはある場所に留め置いておくこと、また供給とは食事や衣服などを与えることをいいます。その安置供給の場としてすぐに想起されるのが大宰府鴻臚館で、その遺跡が福岡市にあることはみなさんもよくご存じでしょう。このように大宰府は、先の律令の規定に基づいて対外的な役割を果たしていたのです。